

小型家電・プラスチック製の 粗大ごみを回収します

坂井市では、小型家電の再資源化及びごみの減量化を目的として回収事業を実施しています。

令和7年度に実施したプラスチック製粗大ごみ回収の実証実験では、多くの皆さまにご利用いただき、回収ニーズが高いことが確認されたため、令和8年度から本格実施することとしました。

また、小型家電の回収量が年々減少していることから、小型家電及びプラスチック製の粗大ごみ事業を効率的かつ継続的に実施するため、回収会場を従来の4会場から坂井市役所の1会場へ集約することとしました。

市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、今後も資源の有効活用とごみの減量化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

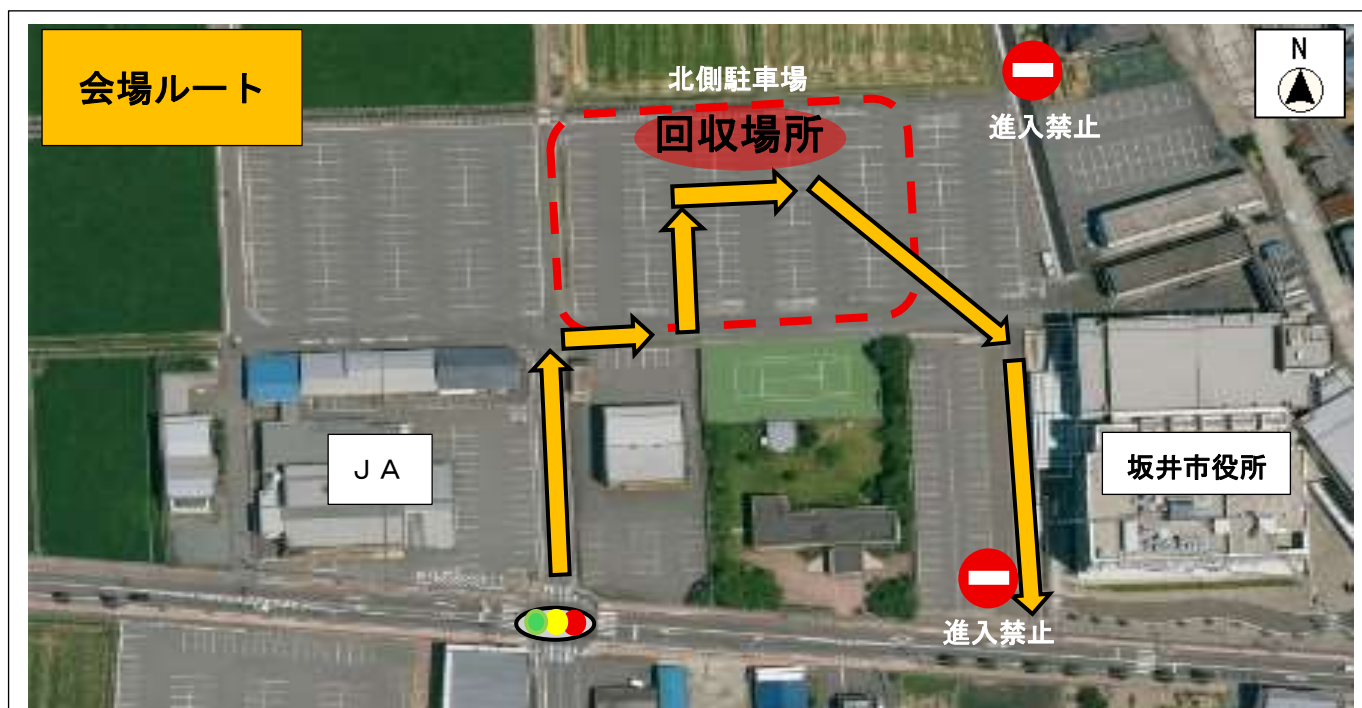
回収日・回収場所

【小型家電】

9月6日（日）午前9時から午後3時まで 坂井市役所北側駐車場

【プラスチック製の粗大ごみ】

10月4日（日）午前9時から午後3時まで 坂井市役所北側駐車場



安全かつ円滑な会場運営のため、会場スタッフの指示・誘導に従って行動してください。

（裏面あり）



小型家電回収の注意点



○ 回収できるもの

携帯電話、扇風機、ドライヤー、電気ストーブ、電気ポット、オーディオ機器、電動ミシン、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ビデオテープレコーダー、ラジオ、リモコン、電動歯ブラシ、電話機、電卓、電気かみそり、電気ギター、電子キーボード、電気アイロン、トースター、食器洗い乾燥機、電子時計、電気毛布、電気カーペット、PCなど

△ 条件付きで回収できるもの

プリンター（インクは抜く）、掃除機（中のゴミは抜く）、炊飯器（釜は抜く）、空気清浄機（除湿機能のないもの）、ゲーム機（乾電池、バッテリーは抜く）、電気を使用しない石油ストーブ（乾電池・灯油は抜く）、ファンヒーター（灯油は抜く）、ジューサーミキサー（ガラス部分は外す）、電子レンジ（皿は外す）、ホットプレート（フタ、鉄板は外す）、照明器具（電球・蛍光灯・傘部分は外す）

※上記の物が含まれていた場合は、回収できませんのでお持ち帰りいただきます。

× 回収できないもの

家電リサイクル法対象物（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機）、デスクトップPC、オイルヒーター、除湿器、木製スピーカー、コタツの机部分、大型家電（介護用ベット、マッサージチェア等）、粗大ごみ



ファンヒーター等は、**給油タンク下の灯油を必ず抜いてください**。灯油が残っていることを確認した時は、一旦持ち帰って灯油を完全に抜いてから出していただくことになります。

プラスチック製粗大ごみ回収の注意点

対 象 品 目

衣装、収納ケースなど 50 センチを超える家庭用のプラスチック製品（金属や木製部品、強化プラスチックを除き、汚れのないプラスチック製品のみ）

※プラスチック以外の素材が混在した製品は持ち帰っていただきます。



衣装ケースのキャスターは、**強化プラスチックのため回収できません**。事前に取り外し、不燃ゴミとして出すようお願いいたします。

お問い合わせ先

坂井市役所 生活環境部環境推進課

TEL. 0776-50-3032

FAX. 0776-66-2940

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

Mail. kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp